

# 独立行政法人は 国民生活と社会経済の安定等を 公共上の見地から支えています



独立行政法人は、地域医療で重要な役割を果たしている国立病院や、産業活動の基礎・基盤となる試験・研究機関など多種・多様な事務・事業を行い、国民生活および社会経済の安定等を公共上の見地から支えています。

国民の安心、安全のため、独立行政法人の提供する様々な行政サービスの充実こそが求められています。

日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

住所: 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス

電話: 03-3502-6363 メール: [mail@kokko.or.jp](mailto:mail@kokko.or.jp)

# 独立行政法人の業務の必要性について

## はじめに

2009年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的見直し」について、国民生活および社会経済の安定等の公共の見地から、「廃止、地方移管、民営化」を前提とせず慎重な検討を求めため、公共性・運営費交付金・天下り問題についてと各独立行政法人の業務概要・業務の特徴・業務の必要性等について、国公労連の考えを表明する。

独立行政法人は、中央省庁等改革の柱の一つとして国の行政組織の一部を分離することにより2001年4月に57法人でスタートした。

その後、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき2003年10月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、2005年10月に113法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、現在、98法人（うち、国家公務員の身分を有する特定独立行政法人8法人）となっている。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法に基づき設立されている国立大学法人が86法人、大学共同利用機関法人が4法人ある。

## I、独立行政法人の公共性

### (1) 現状

- ①国の行政として実施されてきた部門が切り離された経過からして、それらの独立行政法人の公共性は高い。それゆえに、「国民生活及び社会経済の安定等の公共の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一つの主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的に設立される法人」（独立行政法人通則法第2条）となっている。国が国民に対して実施する行政は公共性を有するもので、憲法で定められた基本的人権の保障を実現するものである。独立行政法人は、国とならんで行政サービスを提供している。
- ②独立行政法人は、運営費交付金について一般管理費マイナス3%、業務管理費マイナス1%の効率化係数が毎年かけられ、さらに人件費総額については2006年度から5年間で5%削減を求められる厳しい業務運営のもとでも、各独立行政法人は中期目標・計画にそって国民生活や社会経済の公共性の安定・向上をめざして奮闘してきた。

### (2) 問題点

- ①新政権は「抜本的見直し（ゼロベース見直し）」と称して、独立行政法人の廃止、地方移管、民営化など前政権の政策をさらに強引に押しすすめようとしている。そのことは、独立行政法人が国に代わっておこなってきた行政の責任放棄・縮小と言える。

②無駄を省くのは、当然のことである。しかし、「事業仕分け」的な効率化最優先、削減ありきの「見直し」では真に国民的視点での「見直し」とは言えない。独立行政法人は、効率性と公共性の両立を目的として設立されている。研究機関の基礎研究や国立病院の不採算医療などは、こうした性格があるからこそできる。それらの事業を担う独立行政法人を廃止、地方移管、民営化することは、制度設計の趣旨から著しく逸脱するものである。

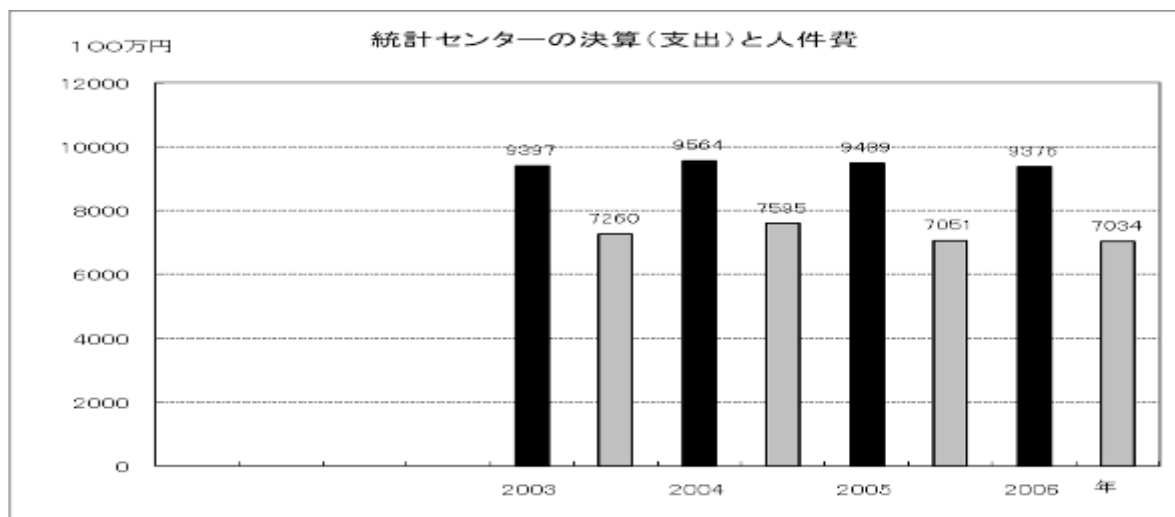
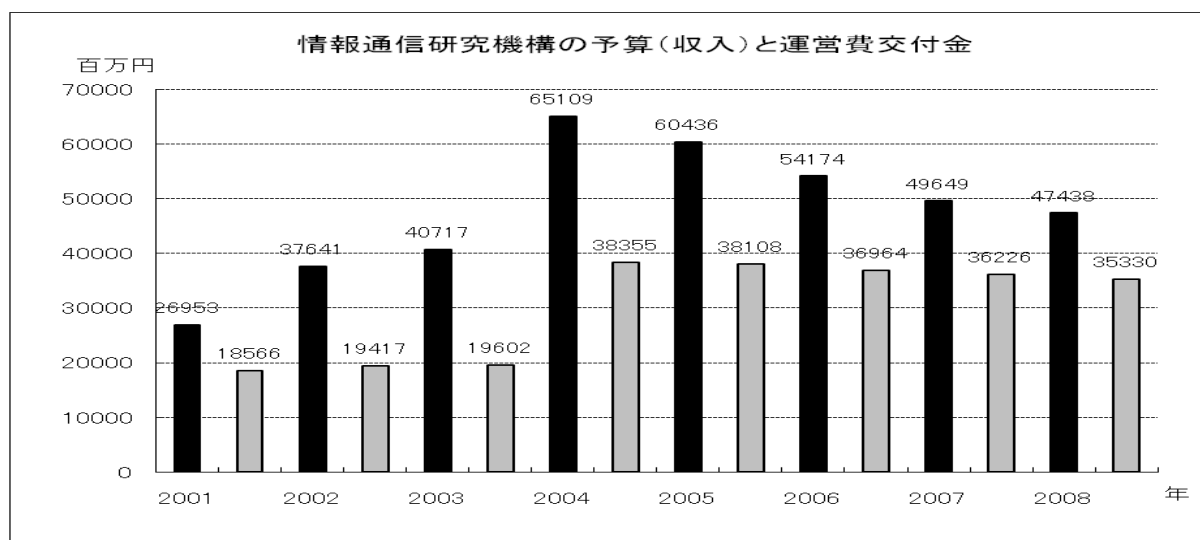
### (3) 提案

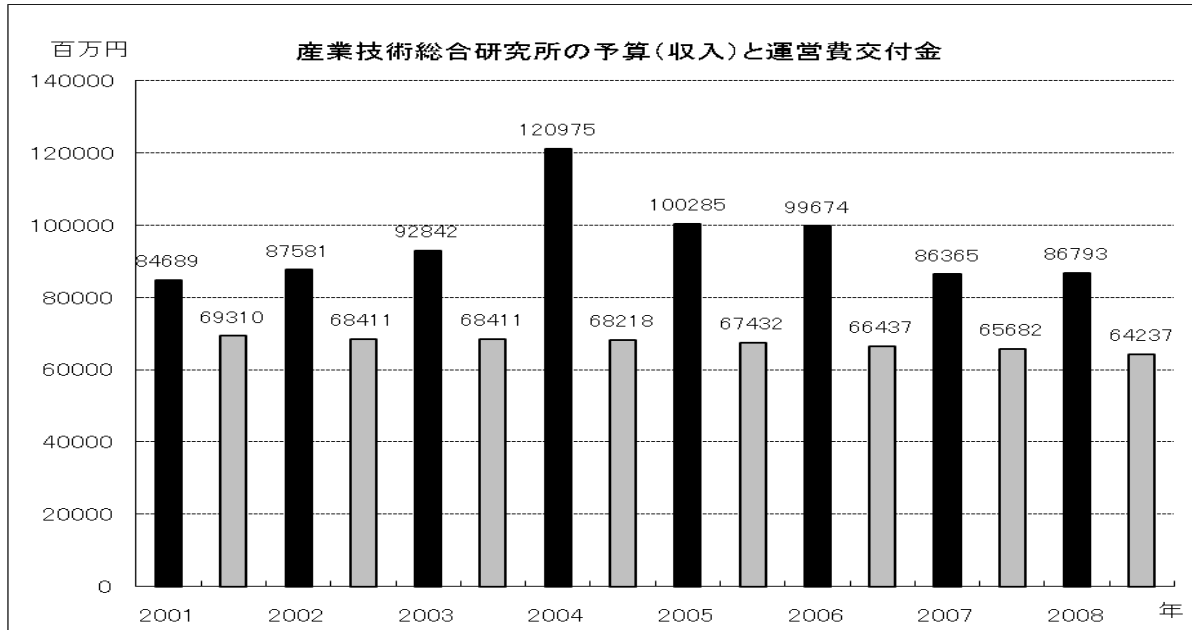
①高い公共性の事業を実施している独立行政法人が国民生活および社会経済の安定等に貢献できるように、法人の充実強化に国が責任を持つべきである。もともとは、国の機関として企画部門と一体で、高い公共的な役割を果たしてきた。

②廃止・地方移管・民営化ありきの「抜本の見直し」では、国民生活および社会経済の安定等の公共性が損なわれるので、行うべきではない。

## II、運営費交付金の現状と問題点

### (1) 現状





- ①独立行政法人通則法第 46 条により、「政府は予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部または一部に相当する金額を交付することができる」となっています。この交付金は「渡しきりの交付金」であって、使途の内訳を特定していない。事業年度内に使い残しが出た場合は、中期計画の期間内であれば、独立行政法人の裁量によって、翌年度の繰り越すことができることになっている（「中央省庁等改革の推進に関する方針」1999 年 4 月 27 日 行革推進本部決定）。
- ②上記図の示すように、多くの独立行政法人の収入に占める運営費交付金の割合が非常に大きい（\*黒色が収入、灰色が運営費交付金）。独法の業務運営に欠かせない国からの交付金である。しかし、毎年、一般管理費についてはマイナス 3%、業務管理費についてはマイナス 1% の効率化係数がかけられている。

## (2) 問題点

- ①運営費交付金の削減により、独立行政法人の業務遂行に支障が生じ、行政サービスの低下をもたらしている。例えば研究機関法人では、運営費交付金の減少に対応するため民間外部資金の導入を進めた結果、研究者が外部資金取得手続業務に手を取られ、公的研究機関の最大の役割である基礎的研究に支障をきたしている。
- ②人件費についても、行政改革推進法によって 2006 度から 5 年間で 5% の削減が強要されている。そのため慢性的な人員不足となり業務遂行に大きな足かせとなっている。不安定で劣悪な労働条件に置かれる任期付研究員や非常勤職員、契約職員が増え、雇用・処遇問題とあわせて法人の業務・研究の継続性が阻害されるなどの問題が生じている。このような人件費削減方針は、独立行政法人の運営権をも脅かしている。

### (3) 提案

- ① 「国民生活及び社会経済の安定等の公共の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」をおこなっている独立行政法人の業務運営に支障をきたしてはならない。収入の大部分を占めることから、運営費交付金の削減を中止し必要な交付金を増額すべきである。また、総人件費削減が独立行政法人の公共性発揮のさまたげとなっているので、あわせてやめるべきである。
- ② 景気に左右されて事業が停滞してはならない、そのために過度の外部資金依存（特に民間資金）は行うべきでない。ましてや独立行政法人の行っている公共性の高い事業は、営利追求を最優先すべきでない。

## Ⅲ、「天下り」と指摘されている現状と問題点

### (1) 現状

#### 1、総務省調査（09.12.25 発表）

##### ①独立行政法人の非人件費ポストに就いている元国家公務員の状況

年間報酬 600 万～800 万円	11 人
同 800 万～1000 万円	38 人
同 1000 万～1200 万円	7 人
同 1200 万～1400 万円	14 人
同 1400 万～1600 万円	3 人

<17 法人 73 ポスト>

##### ②各府省等からの再就職者が 5 代以上続いている独立行政法人・特殊法人・公益法人の役職に関する府省庁によるあっせんの有無等について

- ・独法 →11 法人に 11 ポスト（主務大臣の任命による理事長のみ）
  - ・特殊法人→府省庁によるあっせん件数 2、3 法人に 3 ポスト
  - ・公益法人→府省庁によるあっせん件数 234、324 法人に 408 ポスト  
<府省庁のあっせん件数 236 件、5 代連続 338 法人 422 ポスト>
- \*ポストは、会長・理事長等、専務理事、常務理事

#### 2、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況について（08.12.25 現在）

役員状況（常勤 505 人、非常勤 135 人の計 640 人）

内訳：退職公務員（常勤 169 人、非常勤 20 人の計 189 人（29.5%））

：役員出向等（常勤 85 人（13.3%））

：独法等の退職者（常勤 153 人、非常勤 12 人の計 165 人（25.8%））

#### 3、退職公務員・当該独法の退職者が役員に就いている子会社の数と役員数

会社数（106 社）。役員数（常勤 392 人、非常勤 836 人の計 1228 人）

内訳：退職公務員（常勤 57 人、非常勤 63 人の計 120 人（9.8%））

：当該独法の退職者（常勤 174 人（8）、非常勤 79 人（14）の計 253 人（20.6%）  
（22））

\*退職公務員→本府省の課長・企画官相当職以上で退職した者（退職後 10 年以上

民間等の役員歴のある者、退職後 5 年以上当該独法等の職員歴のある者および役員出向者を除く)

\*独法等の退職者→独法等情報公開法の対象法人の退職者

\* ( ) 内書き→退職公務員が独法役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した数

## (2) 問題点

- ①「天下り」は、禁止すべきである。独立行政法人の場合、主務省庁からの人事における統制で法人の自主性および自律性が奪われている。
- ②新政権発足により、理事長・理事等の公募をおこなっている(2009年9月29日)。公募で優れた人材の登用・採用は当然であるが、営利企業の利害が持ちこまれ、独立行政法人の事務・事業の公共性が脅かされることのないようにしなければならない。

## (3) 提案

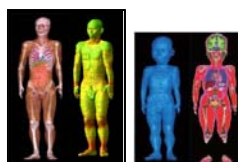
- ①「天下り」人事は、禁止する。
- ②独立行政法人は、自主・独自の人事政策を確保すべきである。主務省庁からの押しつけ人事は禁止する。
- ③再就職および独立行政法人の評価については、国から独立した第3者機関を設置して、判断・監視を適正におこなう。
- ④国の機関では、年金と雇用の連携をはかるための定年延長を行い、「天下り」を廃絶できるようにする。あわせて、定年まで勤務できる環境整備をはかる必要もある

## ■情報通信研究機構（総務省）

ユビキタスネットワーク社会の実現、安心・安全を守る研究や業務は国の責任で

全情報通信労働組合 研究機構支部

独立行政法人情報通信研究機構（NICT）は、昭和 27 年に郵政省電波研究所として発足し、電波の伝わり方の研究や日本初の衛星中継、東京オリンピックの海外中継など、無線通信技術における我が国の中核的役割を果たしてきました。その後、電信電話公社（現 NTT）の民営化を受け、昭和 63 年には有線・無線一体の情報通信技術に関する研究を行うため通信総合研究所と改組し、平成 18 年には特殊法人改革により、研究委託業務を実施していた通信・放送機構（TAO）と統合し、現在に至っています。



電波の人体への影響を把握するための数値人体モデル



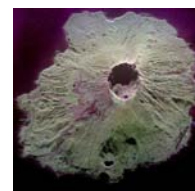
サイバー攻撃によるセキュリティ事故の分析センター



独立行政法人  
情報通信研究機構



日本標準時を日本全土へ供給する標準電波送信施設



電波で観測した噴火当時の三宅島

電波で地表面の状況を把握できる航空機搭載レーダーを開発

## 長期の年月や多額の費用を要する研究や「安心・安全」のための研究は、効率性重視だけでは実施困難

NICT では大学や民間企業では実施できない、長期間に亘って組織的に進める研究・業務を実施してきました。電離層や宇宙環境の観測を行い、衛星通信や衛星放送にも影響を及ぼす太陽活動を観測した結果を「宇宙天気予報」として供給していますが、太陽の活動は約 11 年が 1 周期であり、非常に息が長い研究や観測が求められています。

また、「国民生活の安心・安全」を担う研究・業務としては、日常生活に必要不可欠なインターネットにおけるセキュリティー技術の研究や、日本標準時を維持するとともに電波を使って日本全土へ供給する業務、電波を利用する際の安全性を確保する「電磁環境対策」の研究・業務を継続的に実施しています。

## 情報通信技術は国策であり、国の機関として取り組むことが重要

ユビキタスネットワーク社会の実現には情報通信技術の効率的な推進が求められます。日進月歩の情報通信技術の研究は常にチャレンジが必要であり、民間企業のような効率化だけの短期の収益を追い求める研究とは相容れないものがあります。

ユビキタスネットワーク社会の実現は国の方針であることから、NICT がナショナルセンターとして産学と連携し、国連の組織である ITU（国際電気通信連合）や米国 IEEE 等における国際標準化への取り組みも不断の努力が必要です。これらのことから、NICT は今後も国の機関として行政と密接に連携しながら研究・業務を推進する必要があります。

## ■統計センター（総務省）

### 国民生活、企業活動に不可欠な国勢調査、労働力調査等を担う

総理府労連 統計センター労働組合

#### 業務の概要

統計センターは2003年4月に特定独立行政法人に移行するまで、国の中央統計機関の一部として、国勢調査を始めとする国の基幹的統計の製表業務を担当してきました。統計センターは総務省統計局と一体になって、統計調査の企画から集計、分析、公表までを一連の流れで行い、職員は調査結果の早期公表、精度の維持・向上に努力しています。

#### 業務の特徴

統計センターが製表を担う統計調査の中核は、総務省統計局が行う「国勢の基本に関する統計調査」であり、具体的には、「法定人口」として議員定数や選挙区策定、地方交付税の算定などに用いられる国勢調査や、毎月閣議に報告の上公表され、景気・雇用対策の企画立案や金融市場の運営に密接に関わる失業率や消費者物価指数など、もっとも基幹的かつ重要なものです。

### 統計は国の政策立案、施策評価のための客観的な情報基盤

統計は国の政策立案の基盤になるものであると同時に、国や地方公共団体の施策の結果を客観的に評価するための情報基盤であり、国民の共有財産と言えるものです。これを遅滞なく、経済、社会の変動の如何に関わらず、一貫して継続調査され、正確に国民に提供していくことが重要です。統計センターの業務は、その一部を担うものであり、統計局が行う調査の企画・設計においても統計センターでの業務の経験・知識は必要不可欠なものとなっています。

### 個人・企業情報に関わるため国が実施することが必要

また、統計を正確に作成するためには、国民や企業からの信頼と協力が何よりも必要です。統計センターで取り扱う調査票は、国勢調査、労働力調査、家計調査、経済センサス等々、どれをとっても国民の個人情報、企業の情報につながります。また、公表前のデータを知りうる立場にあるため、公務員として課される守秘義務は非常に重いものです。これらのことから、統計センターは本来、国の機関としてあるべきと考えます。

国民、企業の信頼・協力のもと行われる統計調査に携わるものが公務員でなくなった場合、更なる調査環境の悪化も懸念されます。統計環境整備においても統計業務は公務員が行うことが重要です。

以上のことから、統計センターの事務・業務は国の機関で実施することが必要です。



■放射線医学総合研究所（文部科学省）

## 国民の健康増進にむけて、放射線の安全で有益な利用のために

総理府労連 放射線医学総合研究所労働組合

### 業務の概要

放射線医学総合研究所の業務内容は、放射線の医学的利用に関する研究および放射線安全・緊急被ばく医療研究を行っています。

- 医学利用⇒・重粒子線がん治療の高度化・標準化、先端照射システムの研究開発。・放射線治療効果のメカニズムに関する研究、放射線感受性遺伝子研究・分子イメージング研究など
- 放射線安全・緊急被ばく医療研究⇒・低線量放射線安全研究、放射線リスク研究・被ばく線量評価研究、高線量被ばく組織修復研究など

### 業務の特徴

放射線医学総合研究所の特徴は、放射線と人々の健康に関わる総合的な研究開発を行う国内唯一の研究所です。

## 放射線の医学的利用に関する研究は不可欠

- ① 「新成長戦略」が掲げるライフ・イノベーションによる健康大国の実現に向け、重粒子線がん治療の研究や分子イメージングによる疾患の診断研究等の放射線の医学的利用に関する研究が不可欠です。
- ② 放射線安全研究は、原子力の重点安全研究計画等に位置付けられた重要な研究であり、当研究所は、同計画において放射線科学の総合的な研究機関として技術支援機関（TSO）に位置づけられています。
- ③ 緊急被ばく医療研究と緊急時の体制整備は、原子力利用に不可欠なセーフティネットの一環であり、国として整備・維持することが必要です。これに関し、当研究所は防災基本計画等において指定公共機関として位置付けられ、地域の第三次医療機関に位置づけられています。また、全国レベルでの緊急被ばく医療ネットワークにおける中心的役割を担うこととされています。
- ④ 当研究所は我が国で唯一の IAEA 協働センター（IAEA-CC）に指定された放射線科学の総合研究機関であり、「放射線生物影響」、「分子イメージング」及び「重粒子線治療」の研究分野において、情報の蓄積・発信、IAEA 加盟国の専門家との知見交換による国際的枠組み策定への貢献、研修プログラムの実施による加盟国専門家の育成などを期待されています。なお、一つの研究機関が複数の研究分野において包括的に IAEA 協働センターに指定された例は世界で唯一です。
- ⑤ 当研究所の業務は他が肩代わりすることは困難であり、廃止はもとより民営化や移管された場合、安定・継続的な業務が滞り、国民の健康に重大な影響をもたらします。国の責任で当研究所が運営されることが必要です。

■宇宙航空研究開発機構（文部科学省）

## 日本の宇宙航空研究開発を推進するナショナルセンターは国の責任で

総理府労連 航空宇宙技術研究所労働組合



独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、日本の航空宇宙開発政策を担う研究・開発機関です。本機構は、宇宙に関する基礎・基盤的研究開発、また宇宙輸送機、人工衛星等の開発・打上げに関連する業務を行うことで宇宙開発・利用を促進しています。

また、航空に関する基盤的研究開発業務を行うことにより、日本における航空科学技術の水準向上を図ることを目的としています。

## 多大な経費と年月を要する国家政策を民間単独では困難

JAXA 業務は、全て日本の国家政策として進められているものです。また、いずれも遂行においては多大な経費と長期にわたる年月を要するため、民間が単独で実施することは極めて困難です。

航空宇宙分野は安全性・信頼性に対する要求が極めて厳しく、対象技術の専門性が高い上に分野が多岐に渡っているため、業務の遂行にあたっては広範な知見の集積が必須です。

## 唯一の航空宇宙研究機関は、国の機関で行うことが必要

ロケットなどに代表される航空宇宙関連技術は、わが国においては国家基幹技術として位置付けられており、そのため日本唯一の航空宇宙関連の国研機関である JAXA が、政策に則って研究開発活動を主導的立場で推進していくことが重要です。

また、JAXA は民間では保有することが困難な大規模研究開発設備を数多く有しており、産業界・関係機関・大学との連携・協力という観点からは、JAXA がナショナルセンターとしてこれらの設備を維持し運用することが、日本における航空宇宙技術の国際競争力維持のための必要条件となります。

■海上技術安全研究所（国土交通省）

## 海上輸送の安全確保、海洋環境の保全にむけて

全運輸労働組合

### 船舶の安全性から海洋汚染防止など幅広い研究内容

独立行政法人海上技術安全研究所（NMRI）は、船舶に関する技術やその技術を活用した海難事故の防止対策、海上輸送の安全確保、海洋汚染の防止のための技術に関する調査・研究・開発にとりくんでおり、海上輸送の高度化を図るとともに、海洋の開発・利用や海洋環境の保全に資するための研究を行っています。



具体的には、行政および社会からの要請を受けて、①船舶の生涯を通じ確保すべき安全性を明確化し、海難事故防止のための研究、②CO<sub>2</sub>による地球温暖化の防止や、バラスト水・油による海洋生態系被害の防止のための研究、③我が国の海洋権益の確保を図るための海洋開発技術の研究、④少子高齢化社会の到来など環境・構造変化に対応した新たな海上交通輸送システムの構築と熟練技能人材の減少に対応した新たな海事産業の基盤技術の研究にとりくんでいます。

### 海洋空間の有効利用は長期的な視点が必要

こういった海上輸送の安全確保・海洋環境の保全のための研究や、海洋資源・海洋空間の有効利用のための技術に関する研究は、日本の国家施策としてすすめられているものであり、遂行のためには多大な経費と長期にわたる年月を要するため、民間が単独で実施することは極めて困難な内容です。

また、対象技術の専門性が高い上に分野が多岐にわたる総合技術のため、業務の遂行にあたっては広範な知見の集積が必須です。

### 海上の課題解決にむけて日本の総合力を発揮

海事・海洋に関する国家的な課題解決にむけて、中長期的な視点からも「海事イノベーションセンター」として、高度な技術力が提供される必要があります。さらに、大学や外部研究機関との連携強化による相乗効果の創出など、日本の海事分野の総合的技術力を発揮することが必要であることから、国の責務として海上技術の向上にむけてとりくむ必要があります。

■ 電子航法研究所（国土交通省）

## 安全・安心・便利な航空交通の実現

全運輸労働組合

### 大都市圏空港の発着容量拡大にむけて



増大する交通需要

独立行政法人電子航法研究所（ENRI）は、安全・安心・便利な航空交通を求める社会的ニーズ、とりわけ航空機の小型化、運航の多頻度化に伴い、増大する航空交通需要に対応するため、高度な航空交通管理手法の開発・評価に関する研究にとりくみ、わが国における航空交通管理システムの中核的研究機関としての機能を果たしています。

具体的には、①航空機が巡航フェーズで飛行する航空路などを対象とする「空域の有効利用および航空路の容量拡大に関する研究・開発」、②羽田空港など大都市圏拠点空港における需要増大に対応するための出発進入フェーズを対象とする「混雑空港

の発着容量拡大に関する研究・開発」、③全飛行フェーズにわたってヒューマンエラーの防止などを目的とする「予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」の3つを重点研究開発分野として設定しています。

### 空港や空域を最大限に活用するための技術開発

航空の安全をより高めるための新システムの開発や、新しい運航方式や航空管制手法の開発、新たな技術による運航方式の安全性評価・検証のほか、航空交通管理に関わるパフォーマンスの総合的計測手法の開発は、新成長戦略で掲げられたアジア経済戦略の一環として、わが国に欠くことのできない研究内容です。また、国際民間航空機関（ICAO）の会議に多数専門家を派遣して国際協力も行なっています。

### 航空交通の管理に関するわが国唯一の研究機関

大都市圏空港の発着容量拡大は喫緊の課題となっており、その実現のためには、新しいシステムや運航方式を導入し、運航の効率性や安全性を高い水準で維持していくことが課題になっています。

空の安全を守るために、国の責務として、電子航法に関わる長期的なビジョンを掲げて社会ニーズに沿った研究開発をすすめる必要があります。

## 安全・環境に資する交通社会の構築

全運輸労働組合

### 安全で環境にやさしい交通社会の構築のための研究

独立行政法人交通安全環境研究所では、陸上運送や航空運送の運輸技術に関する試験・調査・研究および開発などを通じて、陸上・航空運送に関する安全の確保、環境の保全、ならびに、燃料資源の有効な利用の確保を図る研究を行っています。

具体的には、国土交通政策への貢献を前提として、大学などで行うべき学術的研究や民間で行われている開発研究は除外し、①効果的な車両安全対策の提案など「自動車の安全の確保」、②排出ガス対策や騒音対策など「自動車の環境の保全」、③自動車の燃料消費量低減対策など「燃料資源の有効な利用の確保及び地球温暖化の防止」、④低環境負荷交通システムの高度化など「鉄道等の安全の確保・環境の保全」といった研究分野において、安全確保・環境保全に係わる基準の策定に資する調査・研究にとりくんでいます。

### 交通社会のあり方を探求する唯一性をもつ研究所

行政施策の支援として、自動車や鉄道輸送の安全性の確保と地域環境の改善に関する基準の策定に資する研究を行っており、自動車については、国土交通省の行う型式指定の一環として安全と環境基準への適合性の審査を実施し、さらにリコールに関する技術検証機能も強化しています。

また、自動車、鉄道を対象として、安全・環境に資するため利便性・経済性の観点も含めた交通社会全体のあり方を探求するという、総合的唯一性をもつ研究を行っています。

### 国の施策に直結した試験研究や自動車審査

自動車産業などを始めとする陸上交通に係わる産業は、国際的な競争が熾烈化する中で、わが国の基幹として最も大きな経済的影響力を持つものとなっています。その一方では、交通事故や大気汚染などの深刻な社会問題にも直面しています。こうしたことから、交通安全環境研究所の業務は、国の施策に直結した試験研究や自動車審査を通じて、安全で環境に優しい交通社会の構築にむけて引き続きとりくむ必要があります。





■自動車検査独立行政法人（国土交通省）

## 民間車検場ではできない検査があります

全運輸労働組合

### 整備不良車や不正改造車を路上で検査

自動車検査独立行政法人では、新たに自動車を使用するときに受ける検査や、自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量などに変更が生じるような改造をしたときの検査のほか、不正改造車などを排除するための街頭検査など、民間車検場ではできない検査を実施しています。

また、ユーザーが直接車検場に車両を持ち込む検査（ユーザー車検）にも対応しています。



### 自動車整備実態を反映した検査マニュアルを自ら策定

自動車検査独法が自ら策定している検査方法などを定めた審査事務規程は、点検・整備の実態調査や、自動車整備事業者からの情報、ユーザー車検の前検査・後整備の実態などを反映しているとともに、軽自動車検査協会や民間車検場の検査マニュアルの役割を果たしています。

また、自動車検査業務には、安全や環境保全のための自動車行政の企画立案にフィードバックすべき検査情報の収集・発信も求められています。

### 後を絶たない不正改造やリコール隠し

自動車検査をとりまく状況は、自動車検査場における受検者の不当要求や暴力行為、さらには民間車検場における不正車検、架装メーカーによる検査後の不正改造や企業ぐるみのリコール隠しなど様々な不正が後を絶ちません。民間に委ねては「安心・安全」な自動車検査行政は確立できません。

また、自動車検査は地方自治体などの個別組織ではなく、国の責務として一元的に実施することが効率化につながるとともに、全国一律の基準で公平な検査が実施可能になります。すなわち、「検査は基本的に国が実施」することで統一した基準を明確にして「公平・公正・中立」に実施する必要があります。

■航空大学校（国土交通省）

## 空の安全・安心を支えるパイロット養成

全運輸労働組合

### 日本で唯一のパイロット養成大学校として

航空会社のパイロットは、航空需要の増大により世界的に不足しており、日本においても団塊世代のパイロット退職により、絶対的に不足している状況に陥っています。このような中、航空大学校では、航空会社において空の安全・安心を支える基幹的なパイロットを養成し安定供給するとともに、「パイロットの国家試験」や「航空会社の安全性検査」などを担当する国の操縦職員育成も行っています。

また、これまでパイロット養成機関として培ってきたノウハウ・資料を、大学などの民間養成機関に積極的に提供、指導を実施し、民間操縦士養成機関の育成や振興を促進しています。さらに、新たな運航技術に対応するパイロット養成技術についての調査・研究にもとりこんでいます。

### 操縦技術のみならず、高い安全意識を養成

航空大学校は、パイロットをめざす若人に、空の厳しさを侮らない謙虚な姿勢とフライトに対する周到な心構えを教え、空を飛ぶ夢と楽しさを共有することによって、航空を支える多くの人々とともに、航空の安全と発展を願う航空人を育成します。

また、パイロットが多くの人命を預かるという重大な職責をもつことに鑑み、職業人として自立した意識と厳しい自己管理のもと、機長としての統率力と危機管理能力を養います。

### 安定的な航空輸送を確保するために



高度な技能が必要とされるパイロットの教育・育成には、多くの費用と時間、ならびに、経験豊富な教官を必要とします。

国の施策として首都圏空港整備をはじめとする航空需要の増大がおしすすめられている中、国が自ら主体性をもって、国民生活に必要な航空輸送の中枢を担う質の高いパイロットを計画的に養成していく必要があります。

## ■土木研究所（国土交通省）

### 公共構造物の劣化に対する研究、大規模な自然災害への対応などは国の業務

全建労 土木研究所労働組合

土木研究所は、国土交通省の事業を全面的に支援する組織であり、日本の土木技術の中核と言える機関です。

研究の内容は、道路、橋、堤防、下水道など、国民生活に密着した公共施設の設計・施工・維持管理の研究をはじめ、地震や洪水、濁水、雪崩などの自然災害から国民の人命と財産を守る防災研究、さらにはヒートアイランド対策や多自然型河川護岸などの環境に配慮した研究も行っています。



公共構造物の劣化は「待った無し！」

## 崩壊寸前の道路橋が 121 基、公共構造物の劣化が進行

これまでの先人方の努力により、多くのインフラが整備され成熟期を迎えています。現在の国民のいのち、生活、経済を今後とも支えていくためには、これまでに建設されたインフラを維持管理していかなければなりません。

わが国の土木構造物は、昭和 30～40 年代（1955～74 年）の高度成長期に大量に建設されました。そのため、建設後 50 年以上を経過した構造物が、今後飛躍的に増加します。既に、道路橋では、鋼部材の疲労、コンクリート部材の塩害、アルカリ骨材反応といった耐荷性能に重大な影響を与える損傷事例も増加しており、崩壊寸前の道路橋が 121 基も確認されています（2009. 11. 4 朝日新聞）。

このような状況は道路橋に限った事ではなく、ダム、トンネル、河川構造物、海岸構造物、砂防施設なども同様であり、これらのインフラの診断、維持、補修技術の確立に向けた研究が重要になっています。

また、異常気象の多発とこれまでに無い自然災害も発生しており、これらの災害に対応するための研究も重要です。大規模な地震等の災害発生時には、多くの職員が現地に赴き、被災状況の把握、復旧の指導にあたっています。

## 国民生活に密着した土木研究所の業務は国の責任で

土木研究所の業務は、インフラの整備、維持管理や自然災害防止など、国民生活に密着したものであり、本来、国が責任を持って行うべきものです。例えば、公共構造物の維持管理に関する研究を、会社の利益を重視する民間の研究機関のみに委ねて良いのでしょうか？ 中立の立場に立った公共の研究機関でなければ、真に国民のための防災研究はできません。



# 我が国の産業競争力強化と 人類の持続的発展可能な社会の実現に貢献

全経済・産業技術総合研究所労働組合

## 我が国の経済的発展に貢献し、国民の生活の向上に寄与

独立行政法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）は、2001(平成13)年4月、創造的研究活動を通じて、我が国の産業競争力強化と人類の持続的発展可能な社会の実現に貢献することを基本理念とし、経済産業省傘下の16の研究所等を統合して発足しました。産総研は、多岐にわたる分野の研究者集団の融合と創造性の発揮による研究活動を通じて、新たな技術シーズの創出、産業技術力の向上や新規産業の創出など、「科学・技術立国戦略」による我が国の経済的発展に貢献し、国民の生活の向上に寄与します。

## 産業基盤技術、エネルギー・環境、イノベーション等の研究・開発

産総研は上記の理念に基づき、(1)計量の標準や地質の調査、更にわが国のテクノインフラ整備にかかわる基盤技術の構築など、産業基盤技術の研究・開発、(2)国、自らが課題解決に取り組んでいくことが求められているエネルギー・環境技術などの研究、(3)国際的な産業競争力強化や新規産業の創出に向けて、幅広いスペクトルでの探索と分野融合によるイノベーション(グリーンイノベーション、ライフイノベーションなど)を推進すべき研究を実施しています。

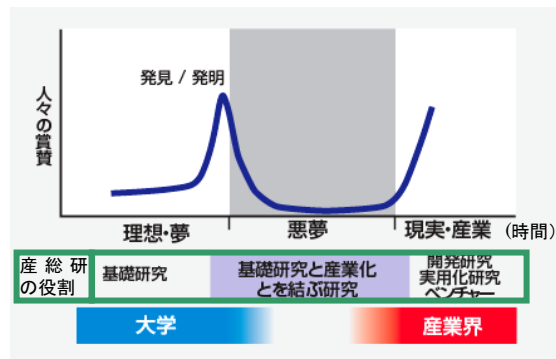
## 本格研究・中長期的な新規産業の創出、国民的課題に貢献

産業技術の開発のため、基礎研究と産業化とを結ぶ連続した「本格研究」（図参照）の実践（特に「悪夢」の期間、第2種基礎研究）を加速し、中長期的な新規産業の創出に貢献しています。また、基礎研究(第1種基礎研究・萌芽的研究)は大学と、製品化研究は民間企業と、それぞれ研究能力を相互に補完しながら本格研究を推進しています。この役割の維持・発展には、運営費交付金や人員の増などが必須となっています。

国民的課題である地球温暖化・環境問題、防災・安全問題などは科学者・研究者の社会的提言が重要となりますが、国民からは公的研究機関の行政機関に対する“相互補完”関係の役割が期待されています。産総研はその期待に大きく貢献していますが、さらに広げるには、行政に対する研究の自由、自律性の担保や専門家の声の尊重が求められます。



主な研究分野



産総研の役割「本格研究」の概念図

■製品評価技術基盤機構（経済産業省）

## 信頼できる技術と情報をもとに『くらしの安全・安心』に貢献

全経済・製品評価技術基盤機構労働組合

### 国民の『くらしの安全・安心』に貢献

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）は、1928年から輸出品検査に携わり、日本製品の世界的な信頼性確保のため、技術面で経済産業行政を支えた歴史があります。2001年4月からは国家公務員型独立行政法人として「信頼できる技術と情報をもとに『くらしの安全・安心』に貢献する」を基本理念とし、長年培った技術力を背景に、鉱工業品の技術上の評価を通じて経済産業行政を技術面から支え、国民生活の安全・安心に貢献する技術と情報の提供を行っています。

### 経済産業行政・法執行を技術面から支援

N I T Eでは、日常生活で起こる製品事故の調査・原因究明を行い事故の未然・再発防止に役立てている業務、化学物質のリスク評価・管理に関する情報提供を行う業務、バイオテクノロジー産業に必要な有用生物遺伝資源の保存・提供、安全性の確保を行う業務、認定プログラムを運営し試験所・校正機関に対する認定を行う業務等を実施しています。これらの業務を通じ、消費生活用製品安全法等製品安全4法、化学物質審査規制法、計量法、工業標準化法、カルタヘナ担保法、化学兵器禁止法等の法施行・法施行支援を行うとともに、我が国の経済権益・産業競争力を確保するための業務も併せて実施しています。

### 国民生活の安全確保に必要な不可欠な業務を実施

N I T Eの業務は、国民生活の安全と密接に関連しています。例えば石油暖房機やガス給湯器による一酸化炭素中毒による死亡事故では、事故の原因である排気ガス漏れのメカニズムを解明し、再発防止対策の提言を行いました。このようにN I T Eでは様々な技術情報を評価・解析した結果を国民に提供し、技術的知見を要する法律の執行を行政と一体となって実施しているため、公正性、中立性、継続性が求められています。N I T Eの業務は、国民の安全確保や円滑な産業活動にとって必要不可欠な存在となっています。

#### 焼損した事故品の調査風景

事故の原因究明のため、事故品の調査を行っている。



## 工業所有権制度を支える情報・研修館は、国が支えなければならない

全経済 工業所有権情報・研修館労働組合

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」）は、特許庁の「万国工業所有権資料館」を前身とする組織で、「発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ること」（独立行政法人工業所有権情報・研修館法第 3 条）を目的としている 100 名強の独立行政法人です。

### 特許権等は、国が独占権を与える制度

特許権等工業所有権は、発明(特許)等について、公開と引き替えに、一定期間、独占的に使用しうる権利を国が付与するものです。まさに、国以外が担えないものです。

情報・研修館は、工業所有権制度を支えるため、「工業所有権の保護に関するパリ条約」で加盟国に設置が義務づけられている中央資料館として、公報等の閲覧や審査・審判資料の閲覧業務を行っています。

さらに、工業所有権に関する一般的な相談に無料で対応し、開放特許の有効活用の整備に取り組み、特許庁実務に関して有する知識・ノウハウを外部人材育成のために提供し、特許庁から業務を引き継いだ特許電子図書館ではインターネットを介して、特許情報等の検索を無料で提供しています。

### 公開前の特許等の情報に接し特別の守秘義務が課せられている

情報・研修館の業務は、公開前の特許、実用新案、意匠および商標に関する情報に接することなどから特別の守秘義務が課せられています。特許等情報に係る国民や海外特許庁への資料の提供・交換業務は、欧米諸国を見ても、国の機関以外が実施している例は見当たりません。工業所有権制度が国の制度である以上当然のことです。

また、その職員には特許行政の実務や情報等について知識・経験が不可欠であり、審査・審判や方式審査に従事した経験を持つ特許庁職員との人事交流によって支えられています。

このように、情報・研修館の業務は、極めて公共性が高く、国、特許庁によって支えられなければならないものです。



情報・研修館が入る特許庁庁舎

## ■国立病院機構（厚生労働省）

### 安心・安全の医療体制確立のためには、国立病院が不可欠

全日本国立医療労働組合

国立病院機構は、2004年4月に独立行政法人国立病院機構に移行し、現在全国145病院を一つの組織として運営する事業型独立行政法人です。国立病院機構は、約6万床の病床を有し、日本最大の全国ネットワークを活用して、医療の提供、臨床研究の推進、医療従事者の養成という3つの業務を遂行しています。

### 地域医療、不採算医療、政策医療で重要な役割

医療の提供では、急性期から慢性期の医療まで地域の医療機関との連携を図りながら、全国的に地域の一般医療に重要な役割を果たしています。

それとともに、重症心身障害児(者)・筋ジストロフィー、結核、精神、救急医療、災害医療など他の医療機関では担うことのできない不採算な政策医療を積極的に担い、海外の地震被害にも職員を派遣し、被災地における医療活動に貢献しています。

政策医療では、特に心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関に関わって、国立病院機構が全国の約8割近くの病床を占め、国の政策医療の推進に重要な役割を果たしています。また、日本の医療の質的向上を図るために、全国ネットワークを活用して高度先駆的な及び標準的な予防、診断、治療法の開発に関わる豊富な臨床データの収集及びその解析を推し進め、臨床研究活動を推進しています。

さらに、医師の臨床研修や看護師をはじめとする医療従事者の養成も積極的に担っています。

### 地域医療崩壊の歯止めには、

### 国の医療行政の実施機関である国立病院の役割と責任が重要

今地方ばかりか都市においても、医師・看護師不足が深刻化するとともに、産科、小児科、麻酔科をはじめとする地域医療の崩壊が大きな社会問題となり、安心して出産すらできない異常な事態となっています。そのため、国民・地域住民は国民医療・地域医療に対して大きな不安を抱えており、安心できる地域医療体制の確保は、喫緊の課題となっています。

こうした厳しい医療情勢の下で、国民が安心して生活ができるために、医療提供体制の整備を図ることが求められています。そのため国の医療行政の実施機関である国立病院機構が国民の医療・地域医療に果たすべき役割と責任はますます大きくなっています。

それために、政府・厚生労働省が国立病院機構に民間医療機関では担うことが困難な不採算の政策医療等に関わる運営費交付金を大幅に増額し、国民医療・地域医療の充実・強化をはかることが何よりも求められています。

### 運営費交付金予算の推移(単位:百万円)

04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	対04年度
52,075	51,353	50,609	49,848	47,854	45,972	△ 6,103 △ 12%

## 国民の健康維持・増進のための創薬研究

全厚生労働組合

独立行政法人医薬基盤研究所は、国民の健康を維持し、増進するための画期的な新薬開発支援と国家戦略としての新しい医薬産業の育成・振興を目的として、2005年に設立されました。以下に示す3つの柱（①基盤的技術研究、②生物資源研究、③研究開発振興）で活動を展開しています。

### リスクの高い分野への貢献、基盤研究を担う

- ①基盤的技術研究は、ゲノム科学、たんぱく質科学、再生医療など急速に発展する基礎研究の成果に基づき、創薬に関する共通的・普遍的な技術の研究を行っています。
- ②生物資源研究は、先進的医薬品の開発に必要な遺伝子、細胞、実験動物などの生物資源を開発、収集・保全し、研究現場に安定的に供給する研究を行っています。
- ③研究開発新興は、製品となる際の臨床試験や技術移転など経済的にリスクの高い部分への積極的な支援や、希少疾病用医薬品等の開発支援を行っています。

### 創薬研究を支える研究所として、国の責任で拡充を

国民の健康を取り巻く環境は常に変化し、トリインフルエンザなどの新興再興感染症や、高血圧、循環器疾患などの生活習慣や癌などに対して、常に先進的技術による新薬開発や最新医療技術の開発が不可欠です。こうした環境の中で医薬基盤研究所は、創薬の分野で先進となる医薬品開発の基盤的な研究推進支援を行っています。産学官の連携が重要ですが、産・学のいずれにもできない部分を受け持つ使命をもって、研究所の体制を構築しています。創薬研究を支える研究所として、国が責任をもって拡充することが必要です。

### 日本で唯一の薬用植物資源研究センターを備える

研究所には、日本で唯一の薬用植物を維持し、育成する薬用植物資源研究センターや前臨床試験に重要な霊長類医科学研究センターがあり、創薬の分野における総合的基盤研究・研究支援を推進する設備、人材、資源を兼ね備えています。創薬開発研究・支援を目的とした他に類を見ない研究所であり、国民の健康を維持・増進、医薬産業の育成に貢献しています。

## 栄養・食生活の改善、健康増進に大きく貢献

全厚生労働組合

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、1920（大正9）年に「栄養研究所」として創立されて以来、国民の栄養・食生活の改善及び健康増進に大きく貢献してきました。90年の長い歴史と伝統を踏まえ、日本で唯一の健康・栄養の研究機関として活動しています。

### 厚生労働行政と一体の研究活動であり、国の責任で運営を

研究所の目的は、「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ること」です。これは、国の重要施策に科学的な根拠を与えるものです。厚生労働行政と一体不可分の研究活動であり、憲法25条の理念を活かすためにも、国が責任をもって運営することが必要です。

### 健康・運動・栄養の総合的な研究で、生活習慣病予防を推進

現在、重点調査研究として、①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究、②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究、③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究を推進しています。

生活習慣病予防の推進には、健康・運動・栄養の3分野の研究を総合的に進めることが必要です。国立健康・栄養研究所は、各分野の研究を担う研究者、施設・設備を兼ね備えた日本で唯一の研究機関です。最近の例では、メタボリックシンドローム対策の根幹を支える「日本人の食事摂取基準」や「健康づくりのための運動基準」の策定に研究成果が活用されています。

### 「国民健康・栄養調査」は、国民の健康維持の重要な基礎資料

研究所で行っている「国民健康・栄養調査」は、戦後の貧困状態にあった昭和20年に連合国軍司令部（GHQ）の指示により実施。現在は健康増進法に基づき、継続的に実施しています。国の健康増進施策の重要な基礎資料として、精度を保った調査・集計の実施とそのための研修や研究、過去からのデータの一元的管理を総合的に行っています。当然、施策立案を行う国が公正・中立な立場で実施しなければならず、実施主体として民間を活用することは困難です。健康の保持及び増進、栄養と食生活など、国の施策をすすめる中心的な役割を担い続けるために、拡充することが必要です。



## <資料>

### I、独立行政法人制度等

#### 1、独立行政法人とは

①公共性の高い事務・事業のうち、②国が直接実施する必要はないが、③民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施する法人。

独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一つの主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的に設立される法人」(独立行政法人通則法第2条)となっている。

国の行政を企画・立案部門と実施部門に分離し、実施部門とされている試験研究機関や自動車車検、国立病院などを国の直接運営からはずした独立した法人。

#### 2、独立行政法人の特徴

①業務の効率性・質の向上、②自律的な業務運営の確保、③業務の透明性の確保

##### ①業務の効率性・質の向上

- 1) 中期目標の策定・管理と主務省の評価委員会(1次評価)および総務省の政策評価・独立法評価委員会による2次評価。中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し。
- 2) 企業の経営手法による財務運営→企業会計原則および会計監査人による監査の導入。

##### ②自律的な業務運営の確保

- 1) 独立行政法人の長の理事の任免権、民間人の登用可能。
- 2) 総定員法から除外、法人自らの判断により業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて組織編成・人員配置が可能。
- 3) 役職員の賃金は、基本は独自に決定可能。
- 4) 特定と非特定に争議権付与の違いはあるが、労働条件は労使自治の原則によって決定。
- 5) 運営費交付金は、渡しきりの交付金で予定された使途以外に充てることが可能。経営努力によって生じた剰余金は、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた使途の範囲内で使用できる。運営費交付金は、中期目標期間内で法人の裁量で翌年度に繰り越すことが可能。

##### ③業務の透明性の確保

中期目標・計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事および会計監査人の監査結果、主務省の評価結果などの公表の義務づけ。

### II、独立行政法人制度の経緯について

#### (1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告(1997年12月)

において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法（1998年）に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（1999年4月、中央省庁等改革推進本部決定）により、89 の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、1999 年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた独立行政法人通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、1999年12 月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律（1999年）等、59 の個別の独立行政法人の設置について定める法律（個別法）が制定され、続いて、2000年5月に独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、2000年12 月に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館等57 の独立行政法人が、2001年4月に設立された。

## **（2）特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行**

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。

まず、1997年12 月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。

これを受けて、2000 年12 月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、特に「廃止又は民営化される法人以外の法人について、独立行政法人通則法（1999 年）に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定された。この方針に沿って特殊法人等改革基本法（2001年）が制定され、特殊法人等改革推進本部が設置された。

そして、各特殊法人等の徹底した見直しが進められ、2001年12 月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、2002年10 月に、特殊法人等整理合理化計画に従い「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を決定した。

このような経緯を経て、特殊法人等整理合理化計画の対象特殊法人等のうち、2003年度には26 特殊法人及び15 認可法人等が、16 年度には9 特殊法人及び9 認可法人等が独立行政法人に移行した。さらに2005年度、2006年度、2007年度に独立行政法人に移行した。

## **（3）その他の独立行政法人**

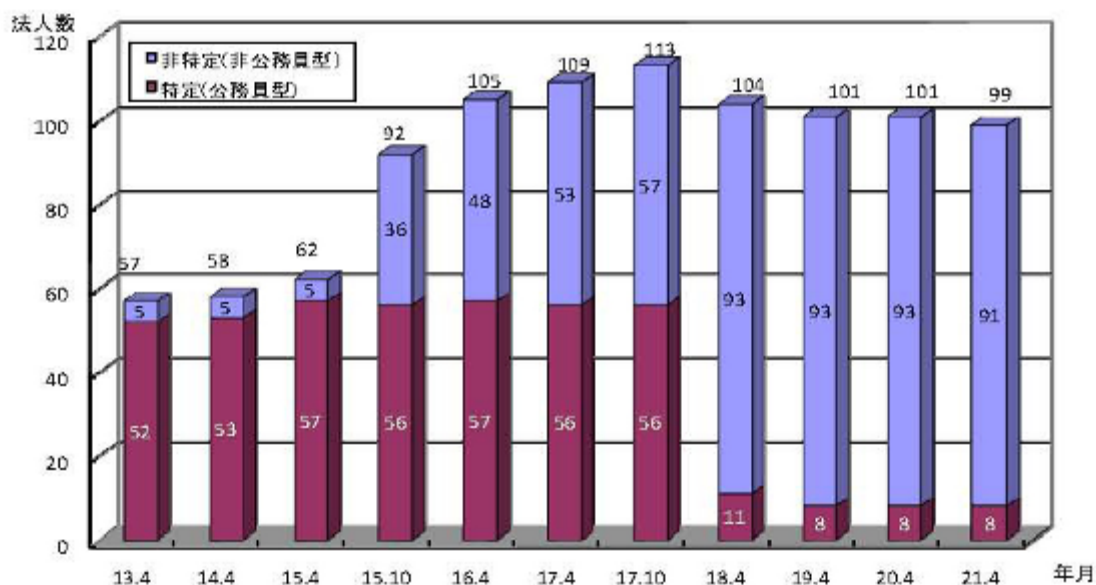
（1）及び（2）のほか2002年度に2 法人、2003 年度に4 法人、2004年度に5 法人、2005年度



に3法人、2007年度に1法人の独立行政法人が設立された。

なお、2005年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする。」こととされた。これを受けて、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（2006年「年行革推進法」）が制定され、国有林野事業特別会計等8つの特別会計について、当該特別会計において経理される事務・事業の一部について、独立行政法人化すること等を定められた。

図表4. 法人数の推移



(注) 1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
2. 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

### Ⅲ、独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成21年12月25日 閣議決定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

#### 1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。

(3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

(4) 今後、下記2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

## 2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

### (1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

### (2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

### (3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。

- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

### 3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定）」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成15年8月1日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

#### IV、独立行政法人一覧（平成21年10月1日現在）98法人

##### 独立行政法人一覧(平成21年10月1日現在)

###### 内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

###### 総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

###### 外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

###### 財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

###### 文部科学省所管 23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

###### 厚生労働省所管 14

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

###### 農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

###### 経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

###### 国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

###### 環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

###### 防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 98 法人

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略